

改正条例	改正規則
<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 公害の防止のための工場等に関する規制等</p> <p>第一節 第五節 略</p> <p>第六節 特定建設作業に係る規制（第三十七条―第三十九条）</p> <p>第六節の二 地盤の沈下の防止のための措置（第三十九条の二―第三十九条の八）</p> <p>第七節及び第八節 略</p> <p>第三章 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置</p> <p>第一節 第四節 略</p> <p>第五節 日常生活等に伴う騒音等の防止（第六十二条）</p> <p>第五節の二 地盤の沈下の防止対策の推進（第六十二条の二）</p> <p>第六節 略</p> <p>第四章及び第五章 略</p> <p>附則</p> <p>（氏名の変更等の届出）</p> <p>第十条 第七条又は第八条の規定による届出をした者は、当該届出に係る第七条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき又は当該届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（承継）</p> <p>第十一条 第七条又は第八条の規定による届出をした者から当該届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。</p> <p>2 第七条又は第八条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（当該届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者</p>	<p>（受理書の交付）</p> <p>第九条 知事は、条例第七条から第九条まで、第二十五条第一項、第二十六条第一項及び第二十七条第一項の規定による届出を受理したときは別記様式第三号による受理書を、条例第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三十九条の五第一項の規定による届出を受理したときは別記様式第三号の二による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。</p> <p>（氏名の変更等の届出）</p> <p>第十条 条例第十条（条例第二十八条及び第三十九条の六において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる様式によるものとする。</p> <p>一 条例第七条第一号若しくは第二号、第二十五条第一項第一号若しくは第二号又は第三十九条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項の変更の届出（別記様式第四号）</p> <p>二 特定施設又は指定揚水施設の使用の廃止の届出（別記様式第五号）</p> <p>（承継届）</p> <p>第十一条 条例第十一条第三項（条例第二十八条及び第三十九条の六において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第六号によるものとする。</p>

の地位を承継する。

- 3 前二項の規定により第七条又は第八条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第六節の二 地盤の沈下の防止のための措置

(指定地域及び特別指定地域の指定)

- 第三十九条の二 知事は、現に地盤の沈下が生じ、又は生ずるおそれのある地域であつて、地盤の沈下の防止を図るために地下水の採取の状況について把握する必要がある地域を指定地域として指定することができる。

- 2 知事は、前項の指定地域のうち、地盤の沈下の防止を図るために地下水の採取の状況について特に監視する必要がある地域を特別指定地域として指定することができる。

- 3 知事は、指定地域又は特別指定地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

- 4 知事は、指定地域又は特別指定地域を指定しようとする場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

- 5 前二項の規定は、指定地域又は特別指定地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(指定揚水施設の設置の届出)

- 第三十九条の三 指定地域において揚水施設（動力を用いて地下水（温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第一項に規定する温泉を除く。以下同じ。）を採取するための施設（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。））であつて規則で定めるもの（以下「指定揚水施設」という。）を設置しようとする者は、当該指定揚水施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- 二 指定揚水施設の名称及び設置の場所

- 三 指定揚水施設の構造

- 四 指定揚水施設のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積

- 五 地下水の採取予定量

- 六 その他規則で定める事項

(指定揚水施設)

- 第二十九条の二 条例第三十九条の三第一項の規則で定める施設は、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が六平方センチメートルを超えるものであつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 農業の用に供するものであつて、ストレーナーの位置が地表から深さ三十メートル未満の位置にあるもの
- 二 主として災害時における使用に供することを目的とするもの

(指定揚水施設の設置等の届出)

- 第二十九条の三 条例第三十九条の三第一項及び第三十九条の四第一項の規定による届出は、別記様式第八号の二によるものとする。

- 2 条例第三十九条の三第二項（条例第三十九条の四第二項及び第三十九条の五第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 指定揚水施設の位置図

2 前項の規定による届出には、指定揚水施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第三十九条の四 一の施設が指定揚水施設となった際現に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となった際現にその地域において指定揚水施設を設置している者は、その施設が指定揚水施設となった日又はその地域が指定地域となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(指定揚水施設の構造等の変更の届出)

第三十九条の五 第三十九条の三第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る第三十九条の三第一項第三号から第五号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日（三十日前まで（工事を要しないときは、その変更前）に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。）

2 第三十九条の三第二項の規定は、前項の規定による届出（工事を要しないときの届出を除く。）について準用する。

(準用)

第三十九条の六 第十条及び第十一条の規定は、第三十九条の三第一項又は第三十九条の四第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第十条並びに第十一条第一項及び第二項中「特定施設」とあるのは、「指定揚水施設」と読み替えるものとする。

(地下水の採取に関する定期の報告)

第三十九条の七 指定地域において指定揚水施設を設置している者は、毎年、規則で定めるところにより、当該指定揚水施設により採取した地下水に関し、規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

二 指定揚水施設の構造図
三 その他知事が必要と認める書類

(指定揚水施設の構造等の変更の届出)

第二十九条の四 条例第三十九条の五第一項の規定による届出は、別記様式第八号の三によるものとする。

(地下水の採取に関する報告)

第二十九条の五 条例第三十九条の七の規定による報告は、毎年二月末日までに、前年中に採取した地下水に関し、別記様式第八号の四により行うものとする。

2 前項の報告に係る地下水の採取量は、水量測定器により測定するものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより、揚水機の使用時間、使用電力量等を基礎として算出することができる。

(地盤の沈下の防止に係る要請)

(地下水採取抑制の要請に係る指定揚水施設の揚水機の

第三十九条の八 知事は、特別指定地域における地下水の水位が著しく低下したことにより、現に地盤の沈下が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特別指定地域において指定揚水施設（揚水機の吐出口の断面積が規則で定める断面積を超えるものに限る。）を設置している者に対し、地下水の採取を抑制するよう求めることができる。

第五節の二 地盤の沈下の防止対策の推進

第六十二条の二 県は、地盤の沈下の防止を図るため、地下水の合理的な利用の促進に関する啓発、知識の普及、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 地下水を採取する者は、地下水の合理的な利用に努めるとともに、県が実施する地盤の沈下の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（報告の徴収）

第六十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設を設置する者、特定有害物質使用事業者、商業宣伝を目的として拡声機を使用する者、飲食店等営業を営む者、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者、指定地域において指定揚水施設を設置する者、指定化学物質等取扱事業者又は地球温暖化対策事業者に対し、特定施設の状態その他の必要な事項の報告を求めることができる。

（立入検査）

第六十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定工場等、特定有害物質使用施設を設置する工場若しくは事業場、商業宣伝を目的として拡声機を使用する場所、飲食店等営業の場所、特定建設作業を伴う建設工場の場所、指定地域において指定揚水施設を設置する場所又は指定化学物質等を取り扱う場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 及び 3 略

第七十条 第七条、第九条、第二十五条第一項、第二十七条第一項、第三十九条の三第一項又は第三十九条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

吐出口の断面積）
第二十九条の六 条例第三十九条の八の規則で定める断面積は、四十五平方センチメートルを超えるものとする。

- 一 第八条、第十八条（第二十四条、第三十六条及び第三十九条において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項、第三十七条第一項又は第三十九条の四第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二及び三 略
- 四 第三十九条の七又は第六十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 略